

水俣病 委処理償補すあ

生存者一時金が焦点

論議は煮詰まりそう

水俣病補償処理委員会(千種達夫座長)は水俣病患者のうち、訴訟によらないいわゆる一任派(七十五人、うち死亡者二十八人)に対する補償処理について、昨年四月以来検討を続けているが、現在、生存患者の一時金をどう考えるかなどを中心とした補償処理方式の作成段階にあり、七日に開かれる予定の同委員会ではかなり煮詰まった論議がかわされることがみられる。

症状ランクの結論急ぐ



千種達夫座長

金をどう位置づけるか②生存者と死亡者の一時金をどう体系づけるか③症状によって補償額にどの程度の差をつけるか④などである。

しかし、一時金だけでまとめようとする場合は損賠賠償的な考えで処理出来るとしているが、同委員会が考えている一時金と年金との二本立てにする場合、両者のバランスをどうするか。また過去の死亡者と将来死亡した場合の一時金を追をつけるのか④など具体的な問題でさらに詳細な検討が必要とされている。

同委員会は、年金と一時金についても症状によって格差をつけるとの意向だ。患者の等級分けについては、熊本に設けられている症状諮問委員会が検討結果を補償処理委に報告しているが、症状ランクをどうつけるか、また補償面での程度の差を設けるかについて補償処理委員会としての結論はまだまとまっていない。

同委員会はこれまでに二十四回の会合を開くとともに現地へも足を運び、会社側、患者側から事情を聞くなど作業を進めてきた。この間①三十四年の契約の性質②年金の性格③一時金の問題④など順次検討を行ない、現在は生存者の一時金をどう考えるかが議論の中心となっており、早急に各委員間で問題点を整理し、結論を出したい意向である。

問題点は①生存者の年金と一時

金、また三十四年に会社と患者との間に結ばれた見舞い金契約によって現在支払われている生存者に対する年金(おとな十四万円、子供七万五千円)と死者に対する弔慰金、葬祭料五十万円とのバランス